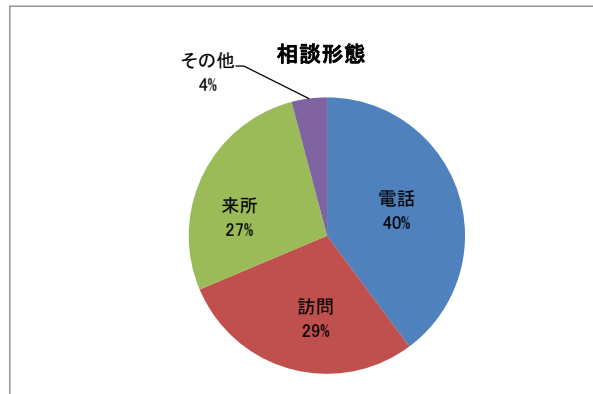


平成27年度長久手市地域包括支援センター運営事業実績報告書

平成28年3月 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター

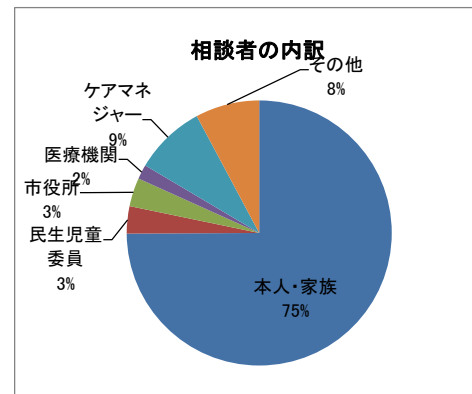
1 相談形態(全体)

	電話	訪問	来所	その他	計
4月	51	20	30	3	104
5月	33	17	34	7	91
6月	53	33	27	7	120
7月	47	60	22	9	138
8月	36	42	31	6	115
9月	46	24	33	5	108
10月	40	22	39	4	105
11月	43	27	28	4	102
12月	44	28	36	3	111
1月	43	55	21	4	123
2月	30	39	24	2	95
3月	67	18	40	1	126
計	533	385	365	55	1338



2 相談者(全体)

	本人・家族	民生児童委員	市役所	医療機関	ケアマネジャー	その他	計
4月	87	6	3	3	13	9	121
5月	73	3	5	5	4	8	98
6月	90	9	10	4	17	12	142
7月	136	6	5	5	15	13	180
8月	108	3	6	3	12	12	144
9月	97	5	6	4	10	16	138
10月	86	6	8	0	10	27	137
11月	95	4	3	4	15	6	127
12月	100	6	2	1	17	3	129
1月	148	2	2	0	8	10	170
2月	105	1	5	0	17	9	137
3月	121	4	3	1	6	5	140
計	1246	55	58	30	144	130	1663

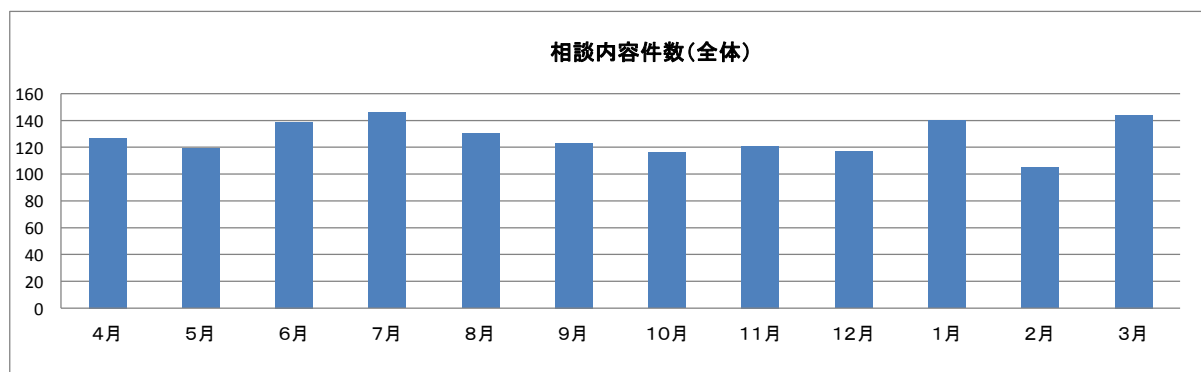


3 相談内容件数(全体)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
127	119	139	146	130	123	116	121	117	140	105	144	1527

4 相談実件数(全体)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
56	60	62	90	80	70	61	66	71	76	70	87	849

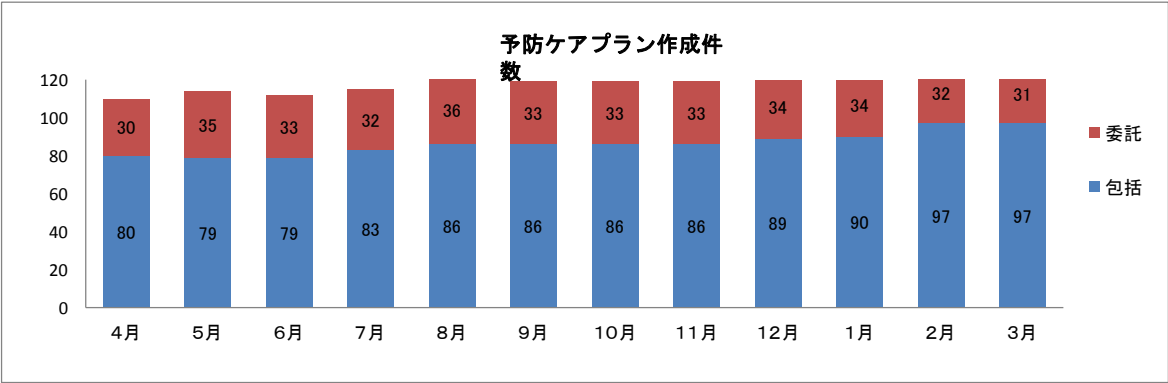


5 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、適切な介護予防プランが提供されるよう、予防ケアプランを作成する。

(1) 予防ケアプラン作成件数

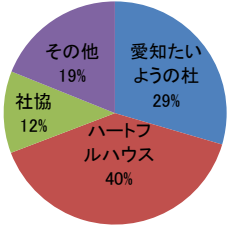
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
包括	80	79	79	83	86	86	86	86	89	90	97	97	1038
委託	30	35	33	32	36	33	33	33	34	34	32	31	396
計	110	114	112	115	122	119	119	119	123	124	129	128	1434



(2) 委託によるケアプラン作成の内訳
(年間累計)

愛知たいようの杜	117
ハートフルハウス	157
社協	47
その他	75
委託合計	396

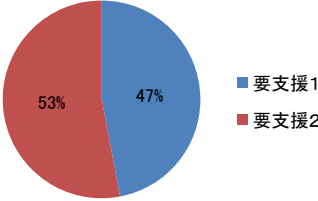
委託ケアプランの内訳



(3) 介護度の割合

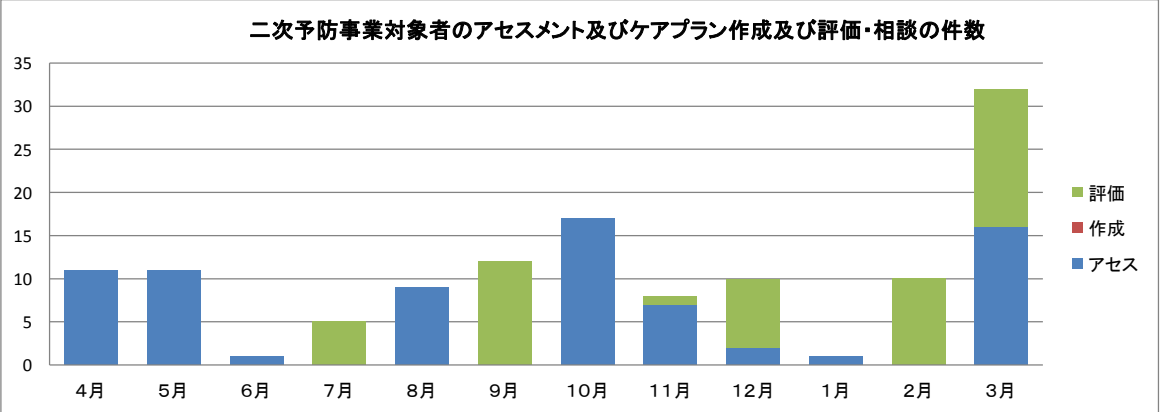
	4月	5月	6月	7月
要支援1	45%	42%	45%	45%
要支援2	55%	58%	55%	55%
	8月	9月	10月	11月
要支援1	48%	49%	48%	49%
要支援2	52%	51%	52%	51%
	12月	1月	2月	3月
要支援1	50%	49%	50%	50%
要支援2	50%	51%	50%	50%
12月間の平均				
要支援1	47.0%			
要支援2	53.0%			

介護度の割合



(4) 二次予防事業対象者のアセスメント及びケアプラン作成及び評価・相談の件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アセス	11	11	1	0	9	0	17	7	2	1	0	16	75
作成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価	0	0	0	5	0	12	0	1	8	0	10	16	52
計	11	11	1	5	9	12	17	8	10	1	10	32	127



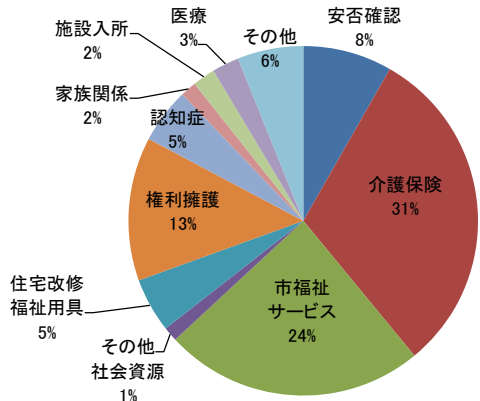
6 総合相談支援業務及び権利擁護業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してそのひとらしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

(1)相談内容

	安否確認	介護保険	市福祉サービス	その他社会資源	住宅改修福祉用具	権利擁護	認知症	家族関係	施設入所	医療	その他	計
4月	7	39	9	6	7	4	4	5	4	5	9	99
5月	10	26	5	7	5	9	4	1	2	7	6	82
6月	13	29	25	0	8	7	6	0	1	3	5	97
7月	4	28	42	0	7	4	3	1	1	2	2	94
8月	2	13	31	0	0	11	5	0	2	0	6	70
9月	8	35	9	0	4	11	4	1	0	0	7	79
10月	3	24	7	0	3	25	8	1	0	0	4	75
11月	9	19	8	0	0	8	5	2	2	2	7	62
12月	8	15	19	0	1	14	3	3	4	1	5	73
1月	9	27	39	0	6	20	3	0	0	2	2	108
2月	2	17	20	0	3	6	3	0	2	0	1	54
3月	4	22	16	0	4	8	1	0	2	2	4	63
計	79	294	230	13	48	127	49	14	20	24	58	956

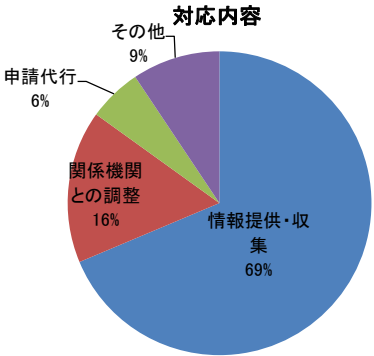
相談内容



(2)対応内容

	情報提供・収集	関係機関との調整	申請代行	その他	計
4月	66	20	4	0	90
5月	56	6	3	6	71
6月	66	16	10	11	103
7月	85	17	8	5	115
8月	62	5	5	3	75
9月	61	13	3	0	77
10月	43	20	3	15	81
11月	41	8	3	10	62
12月	49	12	3	13	77
1月	75	14	8	19	116
2月	45	21	3	4	73
3月	40	11	4	8	63
計	689	163	57	94	1003

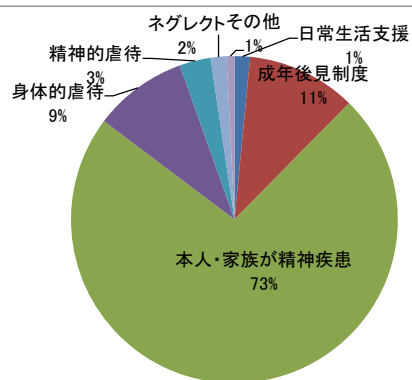
対応内容



(3)権利擁護業務内訳
相談内容内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日常生活支援	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
成年後見制度	3	1	0	0	2	5	2	0	0	0	0	1	14
本人・家族が精神疾患	0	6	7	4	2	6	14	8	14	20	5	8	94
身体的虐待	0	0	0	0	5	0	7	0	0	0	0	0	12
精神的虐待	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
経済的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ネグレクト	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	4	9	7	4	11	11	25	8	14	20	6	10	129

権利擁護業務内訳



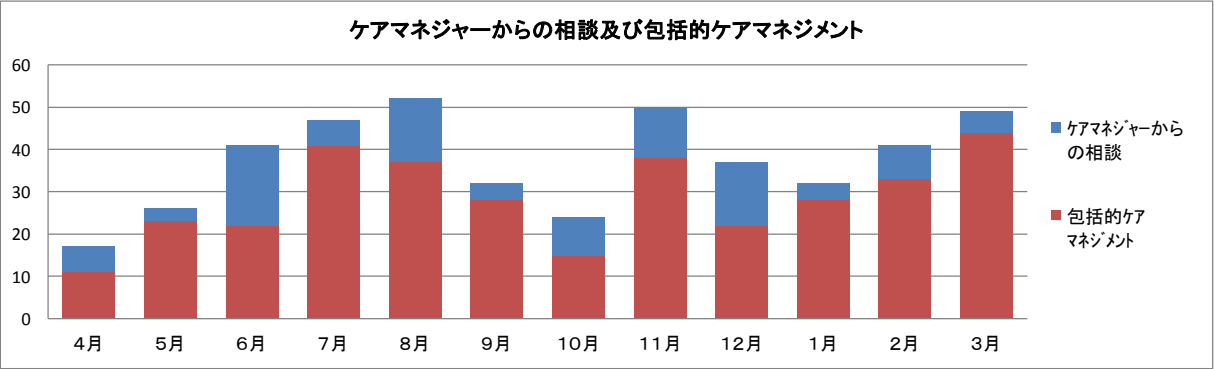
(4) 困難事例について
6ページ参照

7 包括的・継続的マネジメント支援業務

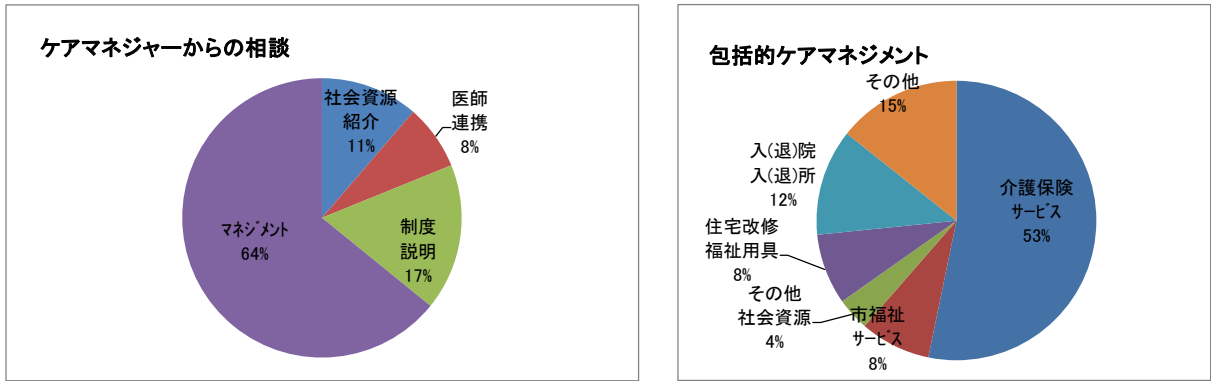
地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢者が住みやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりを行う。

(1) ケアマネジャーからの相談及び入退院等時の包括的・継続的ケアマネジメント

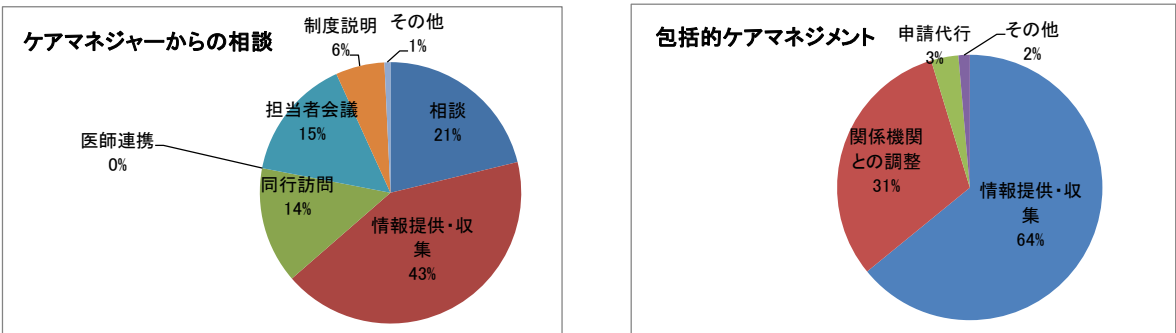
相談内容件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ケアマネジャーからの相談	6	3	19	6	15	4	9	12	15	4	8	5	106
包括的ケアマネジメント	11	23	22	41	37	28	15	38	22	28	33	44	342
計	17	26	41	47	52	32	24	50	37	32	41	49	448



相談内容内訳(年度分)						
ケアマネ ジャーからの 相談	社会資源 紹介	医師 連携	制度 説明	マネジメント	計	
	12	8	18	68	106	
包括的ケア マネジメント	介護保険 サービス	市福祉 サービス	その他 社会資源	住宅改修 福祉用具	入(退)院 入(退)所	その他
	182	28	13	28	42	49
						342



(2) 対応内容内訳(年度分)	相談	情報提供・収集	同行訪問	医師連携	担当者会議	制度説明	その他	計
ケアマネジャーからの相談	28	56	19	0	20	8	1	132
包括的ケアマネジメント	情報提供・収集	関係機関との調整	申請代行	その他	計			
	232	113	12	5	362			



(3) 入院(所)・退院(所)時医療機関・ケアマネジャーとの連携等

8 地域ケア会議について
6ページ参照

9 各業務における事業計画に対する進捗状況
8ページ参照

別表 9. 各業務における進捗状況

実施（取組）内容	具体的実施（取組）事項	進捗状況
Ⅱ 介護予防ケアマネジメント業務 （１）介護予防事業に関するケアマネジメント業務 ① 運営方針のプロセスにそって介護予防事業に関するケアマネジメント業務を実施する。 ② 地域で介護予防教室として実施されている「いきいき倶楽部」に参加し、地域の情報の収集や見守り・相談支援を実施する。 ③ 二次予防事業連絡会を実施する。 ④ 地域住民を対象に身体機能予防、閉じこもり・認知症予防を目的に長生学園地域事業「社協まめ会」を開催する。 （２）新予防給付に関するケアマネジメント業務 ① 要支援１および２と認定された者を対象に、運営方針のプロセスにそって新予防給付に関するケアマネジメント業務を実施する。 ② 利用者が希望し、かつ利用者にとって有益と考えられる場合には委託可能な業務を居宅介護支援事業所に委託する。但し、委託先居宅介護支援事業所が適正にケアマネジメント業務を実施していることを点検・確認し、委託先担当介護支援専門員と連携して支援していく。	（１）介護予防事業に関するケアマネジメント業務 ① 運営方針のプロセス①～⑥に基づき実施する。 ② 「いきいき倶楽部」各地区２か月に１回 ③ 月１回 ④ 年１０回（４月、１２月を除く月） （２）新予防給付に関するケアマネジメント業務 ① 運営方針のプロセス①～⑪に基づき実施する。 ② サービス利用票・サービス計画書等を提出してもらい確認を行うとともに介護報酬請求事務の際に月ごとのモニタリング報告を確認し、必要な場合には助言・指導等を行う。	（１）介護予防事業に関するケアマネジメント業務 ① 随時 ② 「いきいき倶楽部」各地区２か月に１回 先達：4/22. 6/10. 8/5. 10/21. 1/6. 2/24 下山：4/22. 6/17. 8/26. 10/28. 1/6. 2/24 椿荘（岩６）：4/8. 6/3. 8/19. 10/21. 12/09. 2/3 椿荘（岩７）：4/15. 6/24. 8/26. 10/28. 12/09. 2/17 長久手ニュータウン：4/15. 8/19. 12/16 睦：5/13. 7/8. 9/11. 11/25. <u>3/9</u> 永和荘：5/13. 7/1. 9/2. 11/18. 1/20. <u>3/2</u> さつき荘：5/20. 7/1. 9/2. 11/11. 1/13. <u>3/9</u> 草掛：5/27. 7/8. 9/30. 11/18. 1/20. <u>3/16</u> 色金：5/27. 7/22. 9/30. 11/25. <u>3/23</u> 三ヶ峯：6/17. 10/14. 2/17 上川原：7/15. 11/4. <u>3/2</u> 長八：7/29. 11/4 ③ 月１回実施 ④ 年１０回（４月、１２月を除く月） （２）新予防給付に関するケアマネジメント業務 ① 随時 ② 随時
Ⅲ 総合相談支援業務及び権利擁護業務 （１）地域におけるネットワーク構築業務 地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、社会資源や地域の力をつなげ、地域全体で一人ひとりの生活を支え合う「地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ① 様々な関係者とのネットワーク構築 A) 包括支援センター連絡会 B) 地域ケア会議 C) 民生委員・児童委員協議会定例会への参加 D) ケアマネサロンへの参加 E) 地域密着型サービス事業所の運営推進会議への参加 F) 精神保健実務者会議への参加 G) 長久手市医療・介護・福祉ネットワーク「愛ながくて夢ネット」会議 H) 東名古屋医師会地域包括ケア検討委員会 I) 電子連絡帳等の活用し、病院や診療	（１）地域におけるネットワーク構築業務 ① 様々な関係者のネットワーク構築 A) 月１回 B) 年４回 C) 月１回 D) 隔月１回 E) ３か所 隔月１回 F) 年４回 G) ３か月に１回 H) ２か月に１回 I) 随時	（１）地域におけるネットワーク構築業務 ① 様々な関係者のネットワーク構築 A) 月１回実施 B) 年４回：4/3. 11/6. 2/25. <u>3/25</u> C) 月１回実施 D) 隔月１回実施 E) ３か所 隔月１回 ＊９月より４か所 だいたい村：5/29. 7/24. 9/25. 11/27 1/29. <u>3/27</u> ハーモニー：5/26. 7/28. 9/29. 11/25 1/26. <u>3/24</u> さつきの家：5/21. 9/11. 11/27. 1/20 <u>3/16</u> ひなたぼっこ：9/4 F) 年４回：6/11. 8/20. 11/26 G) ３か月に１回：4/20. 7/25. 10/28. 1/21 H) ２か月に１回：4/13. 6/8. 10/5. 12/15. 2/8 I) 随時

所、訪問看護ステーション等と連携する ② 活用可能な機関や団体等の把握、早期発見・見守り体制の構築 A) 社会資源の把握・整理を行い、今後の社会資源の開発につなげる。社会資源マップの作成。 B) 生活支援コーディネーターと連携して、生活支援サービス体制の構築に取り組む ③ 地域における認知症への支援体制の構築 A) 地域住民・小中学生・市内事業所等を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、人材を養成する。 B) 地域のサロン等で出前講座等を行い、認知症についての理解や知識の普及を図る。 C) 行方不明高齢者保護ネットワーク事業の運営 D) 介護者の負担軽減を目的としたレスパイトケアに関する情報の提供 ④ 啓発・広報活動 A) 「福祉のまち長久手」による啓発 B) 高齢者が集まる場所にてチラシ等配布 (2) 実態把握業務 ① 実態把握ヒアリング 民生委員・児童委員が実施する独居世帯・後期高齢世帯対象の実態把握調査のヒアリング会議に参加 ② 「食」の自立支援事業利用者へのアセスメント及び検討会参加 ③ 地域へ出向き、情報を収集する。 (3) 総合相談業務 地域包括ケアの相談窓口として高齢者に関する相談を受け付ける ① 初期段階での相談対応 A) 高齢者の介護等の相談に対応 B) 出張相談として地域の集会所等を活用し、身近な相談窓口を設置	② 活用可能な機関や団体等の把握、早期発見・見守り体制の構築 A) 市民配布用社会資源マップの作成 B) 国や県、他の市町村の状況を確認しながら本市にあった体制を推進する ③ 地域における認知症への支援体制の構築 A) 年3回 B) 適宜 C) 運営に加えて、認知症高齢者の利用促進や普及活動を行い、協力員・協力機関を増やす。 D) 随時 ④ 啓発・広報活動 A) 年4回発行、全戸配布 B) いきいき倶楽部・シニアクラブ・シルバー人材センター・サロン・自治会・「社協まめ会」等を想定 (2) 実態把握業務 ① 1地区あたり年1回 ② 1世帯あたり年2回 ③ サロン、喫茶店、スーパー、理髪店等を想定。 (3) 総合相談業務 ① 初期段階での相談対応 A) 24時間オンコール体制で対応 B) 3か所で行っている出張相談は定期継続(下山地区、三が峯地区、県営第二住宅)また、その他地区での出前講座を実施する(年4回)	入退院調整部会：6/26.8/18.10/08 1/19 ② 活用可能な機関や団体等の把握、早期発見・見守り体制の構築 A) 市民配布用社会資源マップの作成 B) 国や県、他の市町村の状況を確認しながら本市にあった体制を推進する ③ 地域における認知症への支援体制の構築 A) 年3回：6/25.9/25.10/18.12/9 B) 適宜 C) 運営に加えて、認知症高齢者の利用促進や普及活動を行い、協力員・協力機関を増やす。 D) 随時 ④ 啓発・広報活動 A) 年4回発行、全戸配布 B) Nバスの全路線にポスター掲示。 (2) 実態把握業務 ① 1地区あたり年1回 ② 1世帯あたり年2回 ③ サロン、喫茶店、スーパー、理髪店等を想定。 (3) 総合相談業務 ① 初期段階での相談対応 A) 随時 B) 下山地区：4/22.6/17.8/26.10/28 1/6.2/24 三が峯地区：5/22.7/24.9/25.11/27 1/22.<u>3/25</u> 県営第二住宅：5/12.7/14.9/8.11/10 1/19.<u>3/8</u> 出前講座を実施する(年4回) ・北のしゃべり場にて市民向けに介護保険・市高齢福祉サービスについて：6/17 ・グループホームハーモニーにて家族向けに介護保険・市高齢福祉サービスについて：6/20 ・デイサービスさつきにて職員向け感染症予防について：6/20 虐待について：2/20
---	---	---

② 継続的・専門的な相談支援 情報提供を超えた専門的・継続的な関与 または緊急の対応が必要な場合には直接 の相談支援・訪問や関係機関からの情報 収集を行い、課題を明確にして関係機関 へつなぐ。 (4) 権利擁護業務 ① 制度の活用・利用促進 尾張東部成年後見センター、社会福祉協議 会、NPO法人等と連携し、成年後見制度 や日常生活自立支援事業等の必要時の円 滑な利用支援を行う。 ② 虐待への対応 A) 高齢者虐待対応マニュアルに基づき適 切に対応する B) 虐待発見早期発見ネットワーク構築 ③ 困難事例への対応 個別事例対応 ④ 消費者被害の防止 A) 相談対応、必要時には消費者生活相談 等の適切機関へのつなぎを行う B) 啓発活動	② 継続的・専門的な相談支援 個別の支援計画を策定し、適切なサービス や制度へつなぐ。 (4) 権利擁護業務 ① 制度の活用・利用促進 制度の内容を理解されるよう周知を図る ② 虐待への対応 A) 適切に対応できるよう内部研修を実 施する B) 啓発・広報活動による高齢者虐待の周 知、市内介護保険事業所向けの勉強会 の実施 ③ 困難事例への対応 必要時には地域ケア会議を実施する ④ 消費者被害の防止 A) 消費者生活相談員等と連携を図る B) 長生学園地域事業「社協まめ会」で消 費者生活相談員等の講演を実施。職員 による「社協まめ会」「いきいき倶楽 部」での注意喚起。	・丸山住宅にて認知症予防体操、サ ロンや集会所等の相談：7/24 ・アピタ長久手店にて、杜包括と合 同出張相談：9/5 ② 継続的・専門的な相談支援 個別の支援計画を策定し、適切なサービ スや制度へつなぐ。 (4) 権利擁護業務 ① 制度の活用・利用促進 制度の内容を理解されるよう周知を図る ② 虐待への対応 A) 適切に対応できるよう内部研修を実 施する B) 啓発・広報活動による高齢者虐待の 周知、市内介護保険事業所向けの勉 強会の実施：11/13 ③ 困難事例への対応 必要時には地域ケア会議を実施する 4/3. 11/6. 2/25. <u>3/25</u> ④ 消費者被害の防止 A) 消費者生活相談員等と連携を図る 3件/年（1月時点） B) 長生学園地域事業「社協まめ会」で 消費者生活相談員等の講演を実施。 職員による「社協まめ会」「いきいき 倶楽部」での注意喚起。
IV 包括的・継続的ケアマネジメント業務 (1) 包括的・継続的ケア体制構築 ① 入退・退院時等の担当が決まるまでの間、 円滑に介護サービス等が利用できるよう に連絡・調整を行う。 ② 勉強会、ケアマネジャー同士の意見交換 会を実施 (2) 地域における介護支援専門員のネットワー ク形成 ① ケアマネサロンに参加し、情報交換を行 う。 (3) 介護支援専門員に対する個別支援 ① ケアマネジャーからの相談に対する助 言・指導 ② ケアプランチェック事業の参加	(1) 包括的・継続的ケア体制構築 ① 随時 ② たいようの杜包括支援センターと協働し、 市内全域介護サービス提供事業所対象に 実施。 (2) 地域における介護支援専門員のネットワー ク構築 ① タイムリーな情報収集に努める (3) 介護支援専門員に対する個別支援 ① 適宜 ② 年1回（市内居宅介護支援事業所）	(1) 包括的・継続的ケア体制構築 ① 随時 ② たいようの杜包括支援センターと協働 し、市内全域介護サービス提供事業所対 象に実施。 (2) 地域における介護支援専門員のネットワー ク構築 ① タイムリーな情報収集に努める (3) 介護支援専門員に対する個別支援 ① 適宜 ② 年1回（市内居宅介護支援事業所）